

肥後っ子 いきいき読書プラン

熊本県子どもの読書活動推進計画（第三次）



©2010 熊本県 くまモン

「すべての子どもたちに読書のよろこびを」伝えるための
わたしたちの道標

平成26年2月
熊本県教育委員会

目 次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 ※※※ 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 はじめに | |
| 2 計画の性格 | |
| 第2章 ※※※ 第二次推進計画期間における取組み、成果と課題 | 3 |
| 1 第二次推進計画期間における取組み | |
| 2 第二次推進計画期間における成果 | |
| 3 第二次推進計画期間における課題 | |
| 第3章 ※※※ 基本的な考え方 | 6 |
| 1 計画の目標 | |
| 2 計画の期間 | |
| 3 国、県、市町村の役割 | |
| 第4章 ※※※ 子どもの読書活動推進のための具体的方策 | 8 |
| 1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供 | |
| 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実 | |
| 3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組みの推進 | |
| 4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進 | |
| 5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進 | |
| 第5章 ※※※ 計画の効果的な推進に必要な事項 | 26 |
| 1 「熊本県子どもの読書活動推進会議」の設置 | |
| 2 「市町村子ども読書活動推進計画」の改定の促進 | |
| 平成30年度末において期待される目標 | 27 |
| 補足資料 | 28 |
| ○子どもの読書に係るアンケート調査結果 | |
| ○子どもの読書活動の推進に関する法律 | |
| ○子どもの読書活動推進会議委員 | |
| ○子どもの読書活動推進（第三次）策定委員 | |

第1章 *** 計画の策定にあたって

① はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であります。

熊本県教育委員会では、平成16年7月から「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」(以下、推進計画という。)を作成しました。平成21年3月には、くまもと「夢への架け橋」教育プラン及び第二次推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてまいりました。

この間、「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」をはじめとする様々な催し物や、学校図書館デザインサポート事業^{※1}及び熊本県読書応援ボランティア養成講座^{※2}を行ってまいりました。また、各地域、学校及びボランティア^{※3}において実施されている取組みも数多く見てまいりました。その多くが、関係者の方々による意欲と努力、継続に支えられた素晴らしいものばかりでした。

子どもの読書活動は、ものの見方、感じ方及び考え方を広げたり深めたりして、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源にもなります。そのためには、子どもには、素晴らしい読書の時間や空間、あるいは、人との出会いが、まず必要です。素晴らしい人との出会い、素晴らしい本やお話との出会い、読書環境との出会いがあってはじめて、読書を通した、子どもたちの確かな成長が育まれます。

しかし、現在の子どもたちを取り巻く社会は、様々な情報に溢れ、情報機器の画面に触れるだけで読書ができたり、分からない情報はインターネットや電子辞書で簡単に検索できるといった便利な時代となりました。その反面、自分で考え、判断する力は低下し、主体的な行動が取りづらくなることも懸念されます。また、自分で紙のページをめくって読む感触や苦勞して探した末に見つかった喜びといった達成感を味わう機会も薄れてくるのではないのでしょうか。

子どもたちが、豊かな心を持ち、正しく判断し、行動する力を育むために、読書を通しての出会いや成長は欠かせないものです。

そのために、私たち大人は何をすべきでしょうか。

その一つの道標として、この推進計画がお役に立てば幸いです。

※1 学校図書館デザインサポート事業：平成21年度から平成23年度までは、図書館づくりプランナー事業という名称で「ふるさと雇用再生特別基金事業」の一つとして熊本県書店商業組合へ委託していました。現在は、学校図書館デザインサポート事業という名称で学校図書館の充実、児童・生徒に親しまれて役に立つ図書館づくりを目指した提案等を行っています。

※2 熊本県読書応援ボランティア養成講座：読書応援ボランティアの人材を育成するための講座のことです。

※3 ボランティア：ここで言う「ボランティア」とは、子どもたちの読書活動に対し、無償で子どもたちを集めておはなしを聞かせるおはなし会や様々な協力等を行う、民間団体や個人をさします。

② 計画の性格

推進計画は、熊本県における子どもたちの読書活動を推進するための計画です。今回、第三次推進計画を策定するにあたって、第二次推進計画に引き続き、コンセプトを「『すべての子どもたちに読書のよろこびを』伝えるための、わたしたちの道標」としました。

子どもたちの読書活動は、「はじめに」でも述べましたように、人の力、特に、大人の力なくしては成り立たないものです。

子どもがどの学齢であっても、その保護者の約90%※が、「子どもが読書をすることは大切」と答えています。こう答える背景には、子どもたちの読書活動が、子どものよりよい成長のために欠かせないものであるという思いがあります。

このように考えると、実際、子ども自身が読書をしたり、お話に触れたりすることはもちろんのこと、保護者、関係者、関係施設、ひいては地域社会全体が子どもたちの読書活動推進のために責任を持ち取り組んでいくことが強く求められます。

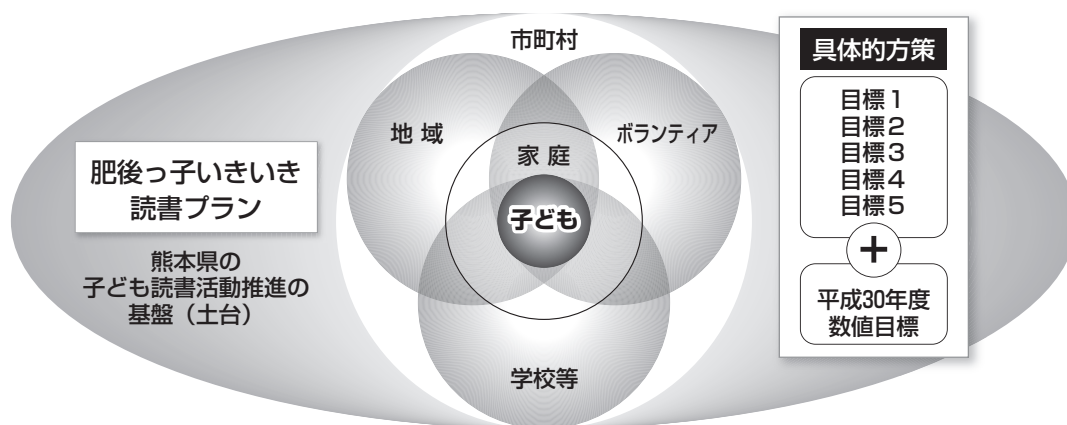
本推進計画は、そのための具体的方策として、県の立場から、「県や県関係施設等ではどのようなことに取り組むのか」「市町村や学校に対してはどのようなことを促していくのか」「ボランティアに対してはどのような啓発を行っていくのか」について、その方策を述べています。

一方で、本推進計画を手にした皆様だれもが、「私(に)は」立場によって「どのようなことができるのか」「どのようなことをすべきか」「どのようなことが求められているのか」について考えていただくことができますし、また、「他の(立場の)人は」「どのようなことをするのか」を知っていただくこともできます。

このように、本推進計画は、県民一人一人にとって大切な計画となるよう、広い視野から、その方策を示しているものです。

※ 本県平成25年度子どもの読書に係るアンケート調査結果より

「肥後っ子いきいき読書プラン」が果たす役割のイメージ図



第2章 *** 第二次推進計画期間における取組み、成果と課題

① 第二次推進計画期間における取組み

平成21年度から実施の第二次推進計画期間（5か年）において、主に以下のような取組みを行いました。

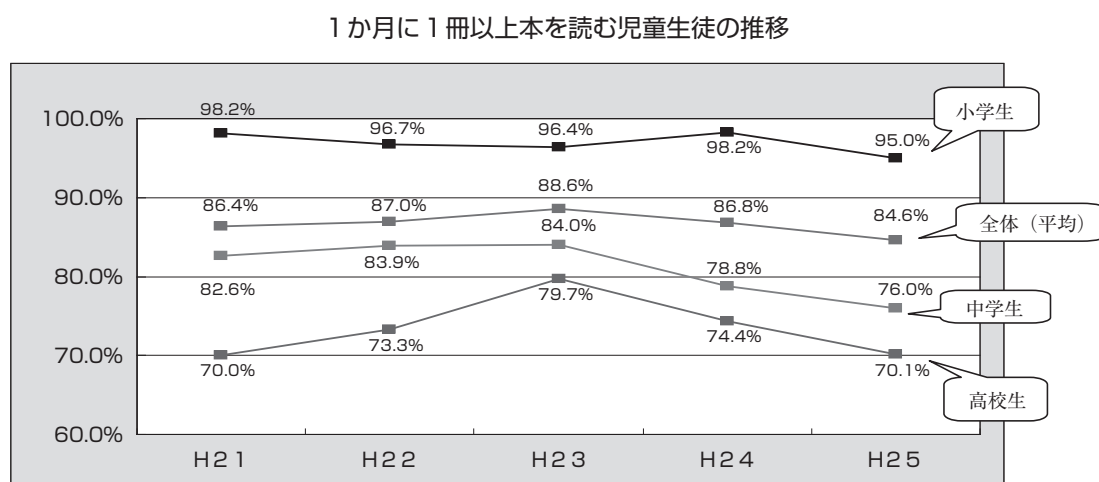
- ① 第二次推進計画を効率的に推進するため、熊本県子どもの読書活動推進会議を毎年開催し、具体的な推進方策や連携・協力のあり方等についての研究協議を行ってきました。
- ② 県と県立図書館が合同で「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」を開催し、参加者に対して、子どもの読書の重要性や必要性についての普及啓発を行いました。（平成21年度から平成25年度までに約1,053人が参加）
- ③ 「熊本県読書応援ボランティア養成講座」を実施し、学校・図書館・読書応援ボランティア団体等を対象に研修を行い、資質・技能の向上を図りました。（平成21年度から平成25年度までに931人が参加）
- ④ 障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業を実施し、特別支援学校に在籍する子どもたちに読み聞かせ等を継続的に実施するための活動への助成及び図書資料の購入、作成のための材料費等への助成をしました。（平成21年度から平成25年度までに延べ54校で実施）
- ⑤ 学校図書館デザインサポート事業を実施し、サポーターを派遣し学校図書館の充実、児童・生徒に親しまれて役に立つ図書館づくりを目指した提案等を行い、魅力ある学校図書館の環境整備を図りました。（平成21年度から平成25年度までに延べ903校へ訪問）
- ⑥ 県立図書館では、「肥後っ子いきいき読書環境づくり事業」において、子どもの読書に関わる様々な職域の方々を対象に、サービスの向上に向けた研修会を実施しました。（平成21年度から平成25年度までに1,230人が参加）
- ⑦ 県立図書館では、昔話、童話または創作物語などのおはなしを発表する機会を提供することで、読書意欲や読書力の向上と豊かな心の育成を図るために児童による「熊本県童話発表大会」を開催しました。（県内の約380校から選抜された出場児童23人。参観者は毎回200～250人程度）
- ⑧ 県立図書館では、ボランティアと連携・協力し、おはなし会（「あかちゃんのおはなしの時間」、「おはなしの時間」、「土曜おはなし会」）を定期的の実施しました。
- ⑨ 県立図書館では、「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月下旬から5月中旬にかけて約3週間）にちなんだ記念行事として、特別おはなし会や司書体験等を実施し、子どもたちの読書意欲の高揚を図りました。
- ⑩ 県立図書館では、高等学校、特別支援学校への配本にも力を入れ、学校における読書環境の充実を図りました。（平成21年度から平成25年12月末までに136校22,000冊）併せて、幼稚園、保育所等、小中学校、地域文庫への子ども文庫*の貸出しにも力を入れてきました。（平成21年度から平成25年12月末までに143団体44,046冊）

*子ども文庫：県立図書館において、幼稚園、保育所等、小中学校、市町村等の幼児から中学生を対象として、最大500冊（最長1年間）の図書資料を貸し出す制度のことです。

② 第二次推進計画期間における成果

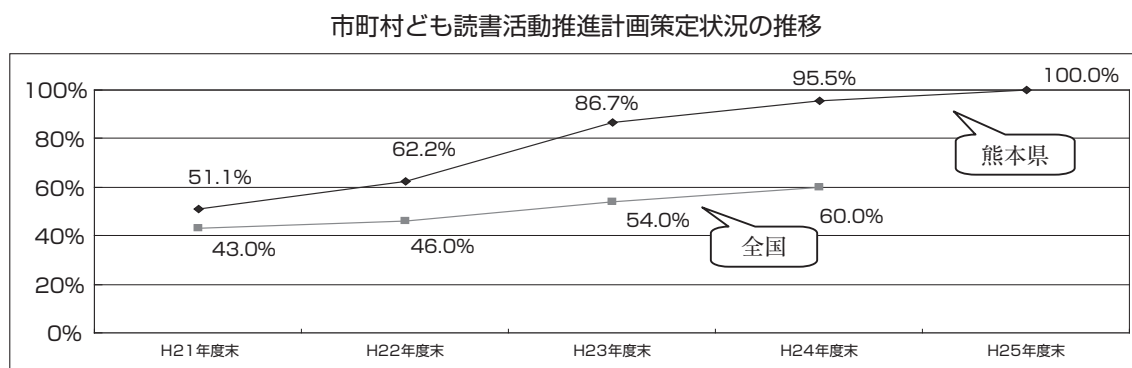
第二次推進計画期間において、いくつかの数値目標を掲げていました。そのうち成果として、以下のことが挙げられます。

- ① 第二次推進計画期間（5 か年）において実施した子どもの読書アンケート調査^{*}では、1 か月に 1 冊以上本を読む児童生徒の割合は全体（平均）が横ばいとなっています。しかし、高校生においては、全国平均を大きく上回りました。



(平成 24 年度全国平均：小学生：95.5%、中学生 83.6%、高校生 46.8%)

- ② 全校一斉読書を実施する学校の割合が、小学校・高等学校については増加しました。
 小学校 (96.2% H20) → (97.2% H24) 高等学校 (81% H20) → (84.2% H24)
- ③ 必読書コーナーや推薦図書コーナーを定めている学校の割合が、小学校・高等学校については増加しました。
 小学校 (74.1% H20) → (75.8% H24) 高等学校 (74.1% H20) → (80.7% H24)
- ④ 高等学校における 1 校あたりの蔵書冊数の平均が目標値を達成することができました。
 平成 25 年度目標値 (35,000 冊) → (36,811 冊 H24)
- ⑤ 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定については、平成 25 年度末目標値の 100% を達成することができ、市町村における読書活動推進の基盤を整えることができました。



平成 25 年度末における全国の策定状況については未調査 (平成 26 年 1 月時点)

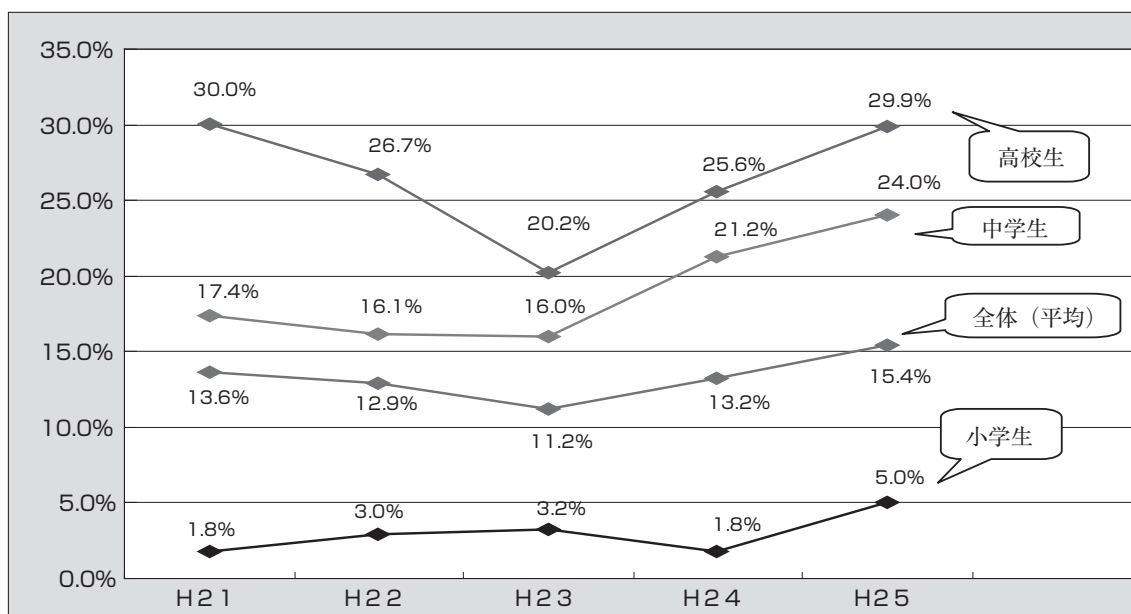
^{*}子どもの読書アンケート調査：平成 15 年度から実施しているもので、小学校 15 校、中学校 15 校、高等学校 15 校を抽出し、各学年 1 学級の児童・生徒を対象に毎年調査しています。

③ 第二次推進計画期間における課題

第二次推進計画期間を経て、以下のような課題が見られました。

- ① 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は全体的にほぼ横ばい状態で、小学校・中学校・高等学校と上がるにつれ割合が高くなる傾向については改善が見られませんでした。

不読率の推移（1か月に1冊も本を読まない児童生徒）



（平成24年度全国平均：小学生：4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%）

- ②「学校図書館図書標準」*を達成している学校の割合が全国平均と比較して、依然として低い状況となっています。

県内小学校40.9%（全国 56.8%） 県内中学校43.3%（全国 47.5%）

（平成23年度データより）

- ③「市町村子ども読書活動推進計画」の策定は平成25年度末目標値100%を達成しましたが、今後は国の基本計画に基づき、第二次・三次の改定に向けた取組みが必要です。平成25年12月末日現在で県内45市町村のうち6市町村は第二次計画まで策定済みです。

*学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

第3章 *** 基本的な考え方

① 計画の目標

目標 1

家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みが必要不可欠です。

そのため、すべての子どもが小さい頃から、家庭、地域、学校を通じて楽しく読書に親しむことができるような機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、進んで読書をしようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

目標 2

子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、読書活動の場となる施設や蔵書をはじめ、読書活動の基盤となる諸条件の整備が求められます。

そのため、すべての子どもが目的や意欲に応じ、豊かな読書環境に接することを通して、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、公民館図書室、学校等において、該当施設の設置、充実及び図書資料^{*1}等の整備、専門的な知識を持った人の配置が行われるよう取り組みます。

目標 3

図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組みの推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

そのため、図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップ^{*2}のもと、それぞれの特性、特色、良さを尊重し、活かし合いながら取組みが進むよう努めます。

目標 4

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、すべての子どもたちの実態やニーズに応じた読書の取組みが大切です。

そのため、ユニバーサルデザイン^{*3}の視点を踏まえ、特に、障がいのある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、母国語が日本語ではない子どもなどの読書活動推進のため、その実態把握に努め、実態を踏まえたよりきめ細かな読書活動が行われるよう努めます。

目標 5

社会的気運の醸成のための啓発広報の推進動の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民に広く啓発を行っていくことが必要です。

そのため、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、子どもたちの読書活動に関わる様々な情報について積極的に収集し、その啓発を図るとともに、催し物においても参加者の交流を通じ社会的気運が醸成されるよう努めます。

※1 図書資料：図書、記録、視聴覚等の図書館で取り扱う資料のことです。

※2 パートナーシップ：対等な関係（従属的、依存的でない関係）のことで、行政、県民、ボランティア及び企業の間において重要な概念のことです。

※3 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無に関係なく最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するもので、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

② 計画の期間

本推進計画が基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画という。）では、第三次基本計画をおおむね5年間としています。このため、本県第三次推進計画においてもおおむね5年間（平成26年度から平成30年度まで）の計画とします。

③ 国、県、市町村の役割

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。また、この法律を受け、平成14年8月には、第一次基本計画を閣議決定のうえ、策定しました。その後、平成20年3月には第二次基本計画を、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。

このようなことから、県では、平成16年7月に第一次推進計画を策定し、平成21年3月には第二次推進計画を定め、5年間の計画（第二次推進計画）として平成25年度まで、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

また、平成17年度からは、推進計画の柱の一つである「ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進」に基づき、「障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業」にも取り組み、すべての子どもたちの読書活動が着実に推進するよう努めてきたところです。

この間、市町村においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、「市町村は、…（中略）…当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」（第9条第2項）とあります。また、「市町村子ども読書活動推進計画」策定の必要性をうたい啓発を行ってきたことにより、平成25年度末には県内45市町村すべてにおいて自治体ごとに地域の実態を踏まえた特色ある推進計画の策定が進められました。

本県では、第二次推進計画が平成26年3月末で終了することから、国の動向及びこれまでの成果や課題等を踏まえ、本推進計画を策定することとしました。

同時に、「市町村子ども読書活動推進計画」については、今後は未改定市町村において、第二次推進計画が策定されること、また、既に第二次推進計画を策定している市町村においては、第二次推進計画の着実な推進と併せて、その成果や課題等を踏まえた第三次推進計画が策定されることが期待されます。

第4章 *** 子どもの読書活動推進のための具体的方策

目標1

① 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

① 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもの読書の機会の充実について

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせ^{*1}等により、初めて本やお話と出会う場でもあります。

このような場において、子どもたちが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるよう、保護者が意識し継続的に子どもの読書習慣を育てていくことが非常に重要です。

そのため、家庭では、まず保護者が、読書に対する理解を深め、自ら読書を楽しむことが大切です。そのうえで、様々な情報を得ながら、子どもの発達に応じ、子どもとの楽しい触れあいの中で、読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだりするなどの「読書の時間」を設けるよう努力していくことが求められます。



家庭における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策



県は

- ✳ 保護者やボランティアに対し、子どもが小さい頃から読書の必要性や重要性について理解を深めることができるような研修会の実施に努めます。
- ✳ 家庭教育に関する啓発事業等を通じて、保護者に対し、基本的な生活習慣の確立や子どもの読書活動の重要性についての普及啓発に努めます。
- ✳ 子どもたちの知的活動やコミュニケーション能力、さらに感性・情緒の基盤を育てていくための読書の質を高めます。
- ✳ くまもと家庭教育支援条例に基づき、関係機関と連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ります。
- ✳ 情報通信技術の進展により、電子書籍や電子辞書等が急速に普及していることを踏まえ、これらの推移に十分留意します。

県立図書館は

- ✳ 多様なおはなし会の開催を通して、より多くの子どもや保護者に読書のよこびを伝えるとともに、家庭における読み聞かせ等の在り方の一助となるよう努めます。
- ✳ 市町村における乳幼児サービス^{*2}が向上するよう、市町村立図書館職員等に対する研修会の実施に努めます。

※1 読み聞かせ：絵を子どもたちに見せながら、絵本などを読んで聞かせることです。おはなし会において、語りの方の一つとしてよく行われます。

※2 乳幼児サービス：乳幼児とその家族、さらには保育士などの介護者、教育者、医療専門家といった乳幼児に関わる専門家に対し、市町村立図書館が提供すべき図書館サービスのことです。

目標2

目標3

目標4

目標5

市町村に対しては

- ＊ 家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう促します。

お父さんお母さんのための読み聞かせ塾



保護者・教師・保育士等を対象に、読み聞かせの大切さや方法について、学習会を実施している図書館もあります。

- ＊ 乳幼児健診等において、司書、保健センターの保健師、子育て支援センター職員、ボランティアの協力を得て、ブックスタート事業^{※1}の推進をはじめ、保護者に対し、子どもの読書活動の意義や価値についての啓発や、読み聞かせ、絵本の選び方、おすすめ絵本の紹介等が行われるよう促します。併せて、父親等の男性の参加や、男性による読み聞かせの積極的な実施についても啓発されるよう促します。
- ＊ 産後まもなく、外出が困難な親子（保護者）のためにファーストブック^{※2}セットの充実や貸出しを促します。

学校等に対しては

- ＊ 広報誌や保護者会などを通じて、保護者に対して、子どもが小さい頃からの読書の重要性について、定期的に啓発が行われるよう促します。
- ＊ 保護者に対し、自らが読書を楽しむ姿を子どもに示すことの重要性について、啓発するよう促します。
- ＊ P T A等と連携し、基本的な生活習慣の確立やノーテレビ・ノーゲームデー等の推進と併せ、「家庭読書の日」等の取組みを進めるよう促します。

ボランティアに対しては

- ＊ 地域におけるブックスタート事業等に積極的に協力したり、おはなし会などを通して保護者に、広く、家庭における読書の重要性や必要性について話をしていただく等の啓発に努めます。

※1 ブックスタート事業：絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す（贈呈する）事業のことです。

※2 ファーストブック：赤ちゃんが初めて触れる本のことです。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域における子どもの読書の機会の充実について

図書館や公民館図書室は、地域における読書活動の中核施設となるものです。

このような場で、子どもが楽しい時間を過ごし、多くの本に触れ、おはなし会などの催し物に参加し、職員と本や読書のことについて情報交換等を行うといったことはとても重要なことです。

そのため、図書館等においては、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、子どもの読書活動の充実のため、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめとする読書週間等における催し物の実施、あるいは、発達段階に応じた様々な取組みを積極的に行うといったことなどが求められます。



地域における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策

県、県関係施設等での取組みでは

県は

- ＊ P T A や子ども会、地域婦人会、青年団等の社会教育関係団体に対し、子どもの読書活動推進のための積極的な広報を行うとともに、研修会等の機会を捉え、地域における子どもの読書活動の重要性などについての啓発に努めます。
- ＊ 国の「子どもゆめ基金」や財団法人伊藤忠記念財団の「子ども文庫助成事業」等をホームページや広報誌等で紹介し、地域におけるボランティアの活動の支援に努めます。

県や県立図書館は

- ＊ 「子ども読書の日」（4月23日）「こどもの読書週間」（4月下旬から5月中旬までの約3週間）「秋の読書週間」（「文化の日」を中心に2週間）にちなんだ催しを実施し、子どもの読書機会の充実に努めます。

県立図書館は

- ＊ 本県における子どもの読書活動推進の中核施設として、子どもの読書活動の推進に向け先導的に取り組みます。
- ＊ 児童サービスのモデルとなるような「子ども図書室」の運営に努めます。
- ＊ 子どもが図書館等において、よりよい本と出会えるよう、ホームページやソーシャルメディアを積極的に活用し、本の紹介に努めます。
- ＊ 市町村立図書館や学校図書館の司書等を対象とした子どもの読書活動推進のための研修会を開催します。
- ＊ ボランティアとの連携・協力の先導的事例として、多様なおはなし会の実施に努めます。
- ＊ 付設の近代文学館において、子どもが熊本の文学に親しむための催し物の実施や展示の工夫に努めます。
- ＊ 図書館を身近に感じてもらい、機能や役割を理解してもらうため、子どもによる図書館見学、職場体験、一日司書体験等を実施します。

- ✳ 図書館の仕組みや活用の仕方等を示した子ども用引きやパスファインダー^{※1}の充実を図り、子ども自ら本を選ぶことができる力の育成に努めます。

県生涯学習推進センターは

- ✳ 県立図書館が作成したブックリスト等を活用して情報ライブラリーの充実を図るとともに、県民カレッジや生涯学習フェスティバル等を通して、子どもの読書活動を推進するための講座や催し物等の実施に努めます。

県立青少年教育施設は

- ✳ 県立図書館の配本を利用するなど、施設を利用する子どもも読書を楽しんだり、図書資料等を通じて体験に関わる情報を得たりすることができるよう、その機会の提供に努めます。

市町村に対しては

- ✳ 市町村立図書館や関係機関の職員等に対し、子どもの読書活動の機会が充実するような研修会等が定期的実施されるよう促します。
- ✳ 市町村立図書館等において、ボランティアとの連携・協力による多様なおはなし会が実施されるよう促します。
- ✳ 市町村立図書館等において、体験（遊ぶ、作るなど）と読書を結びつけた取組みなどにより読書の機会の充実が図られるよう促します。
- ✳ 市町村の催し物等の高齢者が集うような場においても、子どもへの参加を呼びかけ、一緒におはなし会を楽しむなど、交流を通し、子どもの読書の機会の充実が図られるよう促します。
- ✳ 地域の寺子屋推進事業と連携し、様々な体験や異年齢交流と読書を結ぶ活動を提案します。
- ✳ 市町村立図書館が地域の高齢者と協力し、子どもたちが地域の民話や伝承に触れる機会を促します。

学校等に対しては

- ✳ 子どもが読書に親しむ機会を多く持つようするため、放課後や休日における市町村立図書館等の積極的活用を啓発するよう促します。

ボランティアに対しては

- ✳ 市町村立図書館等において実施されるおはなし会等に積極的に参加し、おはなし会の実施をはじめ、おはなし会を通じ交流を深めるなど、地域における子どもの読書活動の機会が充実するよう、その啓発に努めます。
- ✳ 家庭文庫^{※2}、公民館等における子育てサークルや読書サークル運営の文庫開設を支援し、本の貸出しを推進するとともに、おはなし会の実施を促します。また、子どもの生活環境の中に、身近な読書環境を作れるよう努めます。

※1 パスファインダー：あるテーマに関する資料や情報を探するための手順を簡単にまとめたものです。探している資料を効率的に見つけることができ、図書館で迷子になることもありません。

※2 家庭文庫：家庭の一室や一角を図書室のようにして本等を配架し、地域の子どもや大人のために、本を貸し出したり閲覧できるようにしたりすることです。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等における子どもの読書の機会の充実について

幼稚園や保育所等、学校は、子どもが多く時間を過ごし、読書への興味関心や読書習慣を育てていく重要な場です。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立のためにはとても重要なことです。

そのため、学校等においては、子どもの読書活動について、長期的な展望に立った計画を立て教科等において着実な推進を図るとともに、子どもが教職員と一緒に「一斉読書」や「朝の読書」の時間を楽しんだり、校種を越えた読書の交流を行ったり、多様なおはなし会を開催するなど、その機会の充実に向けた取組みが求められます。



学校等における子どもの読書の機会の充実するための具体的方策



県は

- ❖ 「肥後っ子ががやきプラン」^{*1}を推進する中で、異年齢、または、校種を越えた子どもたちの交流を通して、様々な読書活動が行われるよう、その啓発に努めます。
- ❖ 文部科学省との連携・協力のもとに行う事業において、子どもの読書に親しむ態度の育成や学校図書館等を活用した取組みが一層推進されるよう努めます。

県や県立図書館は

- ❖ 学校関係者等に対し、学校における子どもの読書活動推進のための具体的方策等についての研修会の実施に努めます。
- ❖ 中学校、高等学校及び市町村立図書館等職員に対し、YA（ヤングアダルト）^{*2}サービス研修の実施に努めます。

県立図書館は

- ❖ 司書教諭や学校司書との協働による学校図書館を活用した授業づくり等の支援に努めます。
- ❖ 付設の近代文学館職員による「出前講座」を実施し、児童生徒の熊本の文学に対する興味関心を高めるよう、その啓発に努めます。

県立学校は

- ❖ 高校生の「読書の時間がない」という理由での不読者をなくすため、「一斉読書」や「朝の読書」等の取組みにより、読書の時間を確保し、読書に親しむ機会を設けるよう努めます。
- ❖ 司書教諭^{*3}、学校司書をはじめ教職員による本の紹介や生徒おすすめの本の紹介、また図書館の催し等を行うことで、生徒全体の読書意欲を高めるよう努めます。

先生方によるおすすめの本の紹介

秋の読書月間の取組みとして、先生方が児童・生徒に対しておすすめの本の紹介を行い、そのおすすめの本を掲示することにより、児童・生徒の読書意欲を高めています。



- ✳ 地域の状況等に考慮しながら、学校図書館の開放を行うなど、地域の子どもの読書の機会が充実するよう促します。

市町村に対しては

- ✳ 幼稚園や保育所等、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校の情報を積極的に収集し、その実態やニーズに応じた市町村立図書館等による配本、あるいは子どもの読書の機会の充実に向けた読書相談等が行われるよう促します。

学校等に対しては

- ✳ 幼稚園や保育所等においては、乳幼児の発達段階や興味関心に応じた絵本等の活用、あるいは、多様なおはなし会を実施するなど、楽しい読書の時間が提供されるよう促します。
- ✳ 幼稚園や保育所等、学校においては、小・中・高校生、あるいはボランティア、高齢者との交流によるおはなし会を実施するなど、読書活動の場がより楽しくなるよう促します。
- ✳ 学校においては、成長段階を踏まえた図書館運営の全体計画や各教科における読書指導の計画が作成され、その着実な遂行により子どもの読書活動の場や機会が充実するよう促します。
- ✳ 学校においては、司書教諭や学校司書と連携した読書活動の推進が行われるよう促します。
- ✳ 学校においては、学習指導要領に基づく言語活動としてアニメーション^{※4}やビブリオバトル^{※5}等多様な読書活動を取り入れた授業等の工夫を積極的に行い、読書意欲や言語能力を高めるよう促します。
- ✳ 学校においては、情報活用能力の育成のため、各教科における調べ学習等で学校図書館が日常的に活用されるよう促します。

司書教諭とのTTによる調べ学習の授業の様子



小学校6年生の国語科の授業です。学校図書館を活用して、担任が司書教諭と連携し、図書資料とパソコンの両方を使って分野ごとに図書リストを作成しています。探す、調べる、まとめるといった情報活用能力の育成を図っています。

アニメーションを活用した1年生の読書の時間の様子



1回の読み聞かせの後、部分的にわざと読み間違えた文章を読み、間違い探しのゲームをして、話の内容を振り返っている様子です。



ばらばらになった5つの場面の絵を一人一人に配り、グループで正しい順番に並べ替えるゲームの様子です。

- ❖ 学校においては、必読書や推薦図書のリストを活用し、子どもが主体的に質の高い本を多く読むような工夫ある取組みが進められるよう促します。
- ❖ 学校においては、「一斉読書」や「朝の読書」の他、「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」等に関わる取組みを実施し、子どもの読書意欲や読書に対する興味関心が高まるような場や機会が設けられるよう促します。
- ❖ 学校においては、子どもたちが自ら図書館の催し物を考えるなど、自主的な読書活動が活発に行われるよう促します。
- ❖ 学校においては、必要に応じ外部講師を招くなど、学校図書館運営の方法や読書指導法等についての研修会等が実施されるよう促します。
- ❖ 学校においては、学校図書館デザインサポート事業を通じて、よりよい学校図書館環境づくりの推進に努めます。
- ❖ 学校においては、読書への導入のため、子どもの興味関心に寄り添う本の選書に努め、ライトノベル^{*6}・漫画等も視野に入れた魅力的な図書資料の整備・充実を促します。

ボランティアに対しては

- ❖ 学校や子どもたちの実態、あるいは、ニーズについて学校と話し合いを行ったうえで、おはなし会の実施やおはなし会を通じた交流等について積極的な協力が行なわれるよう、その啓発に努めます。

※1 「肥後っ子がやきプラン」:「くまもと」のすべての就学前の子どもが、「『生きる力』の基礎」を身に付け、たくましく心豊かに育つ環境づくりをめざし、就学前教育のより一層の充実・振興を図るためのプランとして、平成15年3月に県で策定したもの。(平成15年3月策定、平成22年3月改定)

※2 YA(ヤングアダルト):主に10代の児童と成人の間に位置する世代のことです。

※3 司書教諭:学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・特別支援学校に司書教諭を配置することが義務づけられています。

※4 アニメーション:「作戦」と呼ばれる75通りの創造的な遊びを用いて、子どもの読む力や読書意欲を引き出すことを目的とした読書教育法の一つです。読書の時間や読み聞かせの後、または授業の中でこれを活用し、読書を活動的な時間とすることができます。

※5 ビブリオバトル:自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んでほしいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会のことです。

※6 ライトノベル:10代の中高生を対象として書かれた、漫画やアニメ風のイラストを使用した娯楽小説のことです。

② 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の在り方について

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されている必要があります。

そのため、図書館未設置の市町村においては、まず図書館の設置が望まれます。そのうえで、図書資料や情報検索システムの充実、専門的な知識を持った司書の配置、あるいは、市町村全域にわたる平等なサービスが行われるよう取り組んでいくことが必要です。

しかし、諸事情等により図書館を設置することが難しい自治体によっては、住民のニーズを十分に踏まえ、公民館や公共施設等において図書室や図書コーナーを設置し図書資料等の充実を図っていくことが強く求められます。



地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実のための具体的方策



県、県関係施設等での取り組みでは

県は

- ＊ 自治体関係者が集まる研修会等において、図書館の設置の必要性や重要性、諸条件の整備・充実についての啓発に努めます。また、必要に応じて、直接関係者と話し合うなど、取り組みの推進が一層図られるよう努めます。
- ＊ 子どもゆめ基金等の様々な補助金・助成金の活用について、各種研修会等を通じて周知を図ります。

県や県立図書館は

- ＊ 司書、教職員、保育士、ボランティアを対象とした、レファレンス^{*1}の資質・技能の向上や、読書環境の整備・充実のための研修会を実施します。

県立図書館は

- ＊ 市町村立図書館等のモデルとなるような児童図書、子どもの読書活動に関する研究書の整備・充実に努めます。
- ＊ 中・高校生の読書推進に資するため、YA(ヤングアダルト)コーナーの更なる充実に努めるとともに、将来に夢や希望を持ち、進路について考えながら成長することができるようキャリア教育に関する資料や情報の収集・提供に努めます。
- ＊ ホームページを活用した、新着図書及び各種サービスの情報の提供に努めます。
- ＊ 県立及び県内公共図書館の蔵書情報が一度に得られる図書館間の横断検索サービスや配本事業等の広報・充実に努めます。
- ＊ 地域や家庭から受け入れたリサイクル本^{*2}を、市町村立図書館、学校等へ提供するなど、県全域における読書環境の充実に向けた支援に努めます。

市町村に対しては

- ✳ 図書館未設置の市町村に対し、図書館設置に向けた積極的な検討が行われるよう促します。
- ✳ 図書館設置の市町村に対し、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示132号）に基づき、児童室や児童コーナーが設置され、読書環境の一層の整備が図られるよう促します。
- ✳ 市町村立図書館等において、図書館情報を提供するホームページの開設、インターネットで検索できる蔵書検索システムの導入、利用者向けコンピュータの設置、学校等との情報ネットワークの構築等が一層進むよう促します。
- ✳ 図書館機能の向上のため、市町村立図書館等への専門的知識を有する司書の配置が100%となるよう促します。
- ✳ 公民館や公共施設等における図書コーナーの設置や公民館図書室の整備・充実、あるいは、移動図書館^{※3}による配本等により読書環境の充実が図られるよう促します。

ボランティアに対しては

- ✳ 図書館運営ボランティアや寄贈本の呼びかけなどに対し、積極的な協力が行われるよう、その啓発に努めます。
- ✳ 本の配置、レイアウト、ディスプレイ等の読書環境の整備について積極的になされるよう、その啓発に努めます。

※1 レファレンス：必要な情報を求めて図書館等の利用者に対して、その情報の回答について、図書館職員が図書館等の資料とネットワークを活用して、資料紹介、情報提供等を行うことです。

※2 リサイクル本：地域や家庭等において、必要性がなくなり他の人たちに活用してもらうことを目的として寄贈される本のことです。

※3 移動図書館：図書館を利用しにくい地域に対して、自動車等の移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による図書館サービスを現地で提供することです。

学校における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の在り方について

学校図書館は、子どもたちの自由で楽しい読書や読書指導の場として、あるいは、情報を収集し問題や課題を解決する学習情報センターとしての機能を持つなど、子どもの自発的、自主的な読書活動や読書習慣を形成するうえで、とても重要な役割を担っています。

そのため、学校においては、司書教諭の業務専念や専門的な知識を持った学校司書を配置するなどの人的措置、あるいは、学校図書館の図書資料の充実や情報システムの構築等が求められます。

同時に、子どもの身近な場所に図書資料が充実していくことも重要です。そのため、学校においては、学校図書館の他、教室や他の施設等を活用した図書コーナーの設置、図書資料の配置等がなされることも望まれます。



学校における施設、設備その他の諸条件の整備・充実のための具体的方策



県、県関係施設等での取組みでは

県は

- ✳ 司書教諭や学校司書等の学校関係者に対し、図書館や学校図書館の整備・充実を図る研修会を実施し広報啓発に努めます。
- ✳ 学校に対し、学校図書館デザインサポート事業を通して児童・生徒に親しまれて役に立つ図書館づくりの提案等を行います。

学校図書館デザインサポート事業を活用し、職員へ司書の役割と重要性、読書意欲を向上させる図書室設営や読書活動の具体的事例紹介等を行う研修会を行っています。

学校図書館デザインサポート事業による
図書室補助職員研修の様子



- ✳ 学校に対し、郷土のすばらしさを伝え、郷土に対する愛着を深めることができるよう、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用に努めます。

県立図書館は

- ✳ 子ども文庫等の団体貸出しの活用や「たのしい絵本展」で展示した絵本のセット貸出し等を通して、学校における読書活動の充実を積極的に支援します。
- ✳ ホームページ上で提供している蔵書検索サービスやパスファインダー等の活用を促進して、学校における調べ学習の取組みを支援します。

県立学校は

- ❖ 熊本県高等学校教育研究会図書館部会が発行するブックリスト（『高校生のための百冊の本』）等を有効に活用した図書資料の充実に努めます。
- ❖ 図書館のデータベース化を進めることで、資料検索ができる環境を整備し、学校間や公立図書館との図書資料や情報などの共同利用が促進されるよう努めます。
- ❖ 廃棄基準に照らし合わせ、利用されない本を廃棄することで、随時蔵書が更新され、適切な図書資料を備えた図書館づくりに努めます。

市町村に対しては

- ❖ 国の地方交付税「学校図書館図書整備5か年計画」（平成24年度から平成28年度までの5か年で総額約1,000億円。毎年度、約200億円の措置）が適切に履行され、学校図書館図書標準達成率がどの学校にも満たされるよう促します。
- ❖ 学校における超高速インターネットの設置、蔵書のデータベース化、校内LANの整備、蔵書検索システムの導入、学校図書館と市町村立図書館等を結ぶ情報ネットワークの構築などが進むよう促します。
- ❖ 学校司書は、学校図書館における子どもの読書活動の推進に欠かせないことから、学校間の格差を生まないために、すべての学校に専門的な知識を持った学校司書の配置が進むよう促します。
- ❖ 学校の新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際、読書スペースの整備が積極的に進められるよう、国庫補助の紹介に併せて、その活用について促します。

学校等に対しては

- ❖ 幼稚園や保育所等においては、子どもが本に触れ、親しみ、楽しく過ごすことができるような図書コーナーの設置を促します。
- ❖ 学校においては、学校図書館図書標準を達成することや実態に応じた図書資料の購入を行うことで、図書資料の充実に努めるとともに、利用されない本を廃棄し、図書資料の更新を行い、適切な蔵書構成が図られるよう促します。
- ❖ 学校においては、読書活動及び学習活動の際に図書資料の不足が考えられる場合は、学校間や公共図書館からの相互貸借[※]等を活用し、図書資料の充実に努めるよう促します。
- ❖ 学校においては、司書教諭や学校司書の職務について、校内研修や研究会等を通して共通理解を図るとともに、司書教諭が図書館業務に専念できるような措置がとられるよう促します。
- ❖ 学校においては、読書環境の充実のため学校図書館デザインサポート事業の活用を促します。

※相互貸借：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて、図書館同士で資料の貸借をすることです。

デザインサポート事業実施前



本棚と本棚の間が狭く、カウンターから子どもたちの様子が分かりにくい状況です。

実施後



カウンターから子どもたちの様子が見やすくなるように、本棚と本棚の間隔を広げ、机や書架の配置換えを行いました。

～館内レイアウト後の子どもたちの感想～

- 本棚と本棚の間が広くなり、本を選びやすくなった。
- 図書室に入りやすくなった。雰囲気やわらかくなった。
- 見晴らしがよく、明るくなった。楽しめる図書室になった。

デザインサポート事業実施前



良い本ですが、びっしりと並んでいるため、探しづらく、窮屈に感じます。

実施後



表紙を見せて並べることで、本が探しやすく、子どもたちの目を引きやすくなりました。

- ✿ 学校においては、図書室以外にも身近な場所に図書の配置をするなど、子どもがいつでも読書ができるような環境づくりに努めるよう促します。
- ✿ 私立中学校・高等学校においては、図書資料の整備・充実が図られるよう、その支援に努めます。

ボランティアに対しては

- ✿ 学校や子どもたちの実態、あるいは、学校のニーズについて話し合いなどを行い、必要に応じて、本の寄贈や学校図書館の設営を行うなどの協力が積極的になされるよう、その啓発に努めます。
- ✿ 本の配置、レイアウト、ディスプレイ等の読書環境の整備について積極的になされるよう、その啓発に努めます。

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

③ 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組みの推進

パートナーシップによる取組みの推進について

子どもの読書活動を推進するうえで、図書館、学校、ボランティアの連携・協力は欠かせません。

例えば、学校の授業において、図書館と連携することで、多くの図書資料や情報を子どもたちに提供することが可能となります。その際、連携が密であるほど、準備する図書資料や情報は、より子どもの実態に即したものとなり、大きな学習効果が期待できます。このことは、ボランティアとの連携においても同様です。経験豊富なボランティアによるおはなし会は多様で楽しいものですし、有意義な交流の場ともなります。工夫次第では、授業等にも取り入れ、その効果を上げていくこともできます。



そのため、図書館、学校、ボランティアにおいては、積極的な交流や情報の発信を行い、それぞれの機能や技能等を活かし合いながら計画的に子どもの読書活動を推進していくことが求められます。

パートナーシップによる取組みの推進の具体的方策



県は

- ✳ パートナーシップに重要な役割を担うボランティアの資質・技能の向上を図るため、子どもの読書推進のための各種ボランティア育成の研修会を実施します。また、研修会を修了したボランティアによるネットワークの構築にも努めます。
- ✳ 関係機関等の連携・協力の好事例について積極的に広報を行い、その啓発に努めます。

県や県立図書館は

- ✳ 研修会等を通じて、図書館、学校、ボランティア等の連携・協力の必要性について、その啓発に努めます。
- ✳ 子どもの読書推進をはじめ、関係機関等と施設の連携・協力を努めます。

県立図書館は

- ✳ 市町村立図書館・公民館図書室、学校等のニーズに応じた図書資料の貸出しを行うなど関係機関との連携・協力を努めます。
- ✳ 市町村立図書館や学校等からの図書館運営や子どもの読書活動に関する相談に対し、的確・適切・迅速な対応に努めます。
- ✳ 必要に応じ、児童館、保健センター、幼稚園、保育所等の関係機関との連携・協力を努めます。

市町村に対しては

- ❖ 市町村立図書館、公民館図書室及び学校図書館との図書資料の相互貸借や図書館職員と学校教職員との交流、また、ボランティアとの連携・協力による取組みが市町村全域において推進されるよう促します。
- ❖ 必要に応じ、大学図書館、国際子ども図書館[※]等の情報やシステム等を活用した取組みが進むよう促します。
- ❖ 市町村立図書館等を中心に、ボランティアのネットワークが構築され、広域的な連携・協力による、より効果的なおはなし会等が実施されるよう促します。

学校等に対しては

- ❖ 読書活動の全体計画や教科等の指導計画に、市町村立図書館やボランティアとの連携・協力を位置づけ、計画に基づいた推進が図られるよう促します。
- ❖ 市町村立図書館やボランティアとの連携のない学校等に対しては、その意義や価値について啓発を図るとともに、必要に応じて、連携に向けた取組みが進むよう促します。

ボランティアに対しては

- ❖ 市町村立図書館や学校等の実態、あるいは、ニーズを踏まえ、資質・技能を活かした連携・協力が行われるよう、その啓発に努めます。

※国際子ども図書館：平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童資料専門図書館のことです。

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインを踏まえた子どもの読書活動の取組みの推進について

本推進計画は、「すべての子どもたちに読書のよろこびを」伝えることを目的に取り組んでいくものです。この「読書のよろこび」は、例えば、障がいなどにより在宅を余儀なくされている子ども、病気療養中で病院などに入院している子ども、母国語が日本語でない子ども等に対しても同様に保障されるものです。

そのため、まずは、このような子どもたちの情報について、行政機関等が積極的に情報の収集を行うことが求められます。そのうえで、地域、学校、図書館、ボランティアが、その機能や技能等を活かし、連携・協力しながら対象となる子どもたちの実態に応じた読書活動の推進を図っていく必要があります。



ユニバーサルデザインを踏まえた子どもの読書活動の取組みの具体的方策



県、県関係施設等での取組みでは

県は

- ❖ 障がいのある子どもや長期療養中の子ども、在宅の子どもなどの実態の把握に努め、その状況に応じ県立図書館等と連携・協力した取組みに努めます。
- ❖ ユニバーサルデザインを踏まえた実践事例について広報誌やホームページ等を活用し、県民への啓発に努めます。
- ❖ ユニバーサルデザインの視点を踏まえた人材育成のための研修会の実施に努めます。
- ❖ 視覚や聴覚に障がいのある子どもへのサービスを充実するため、必要に応じ熊本県点字図書館や熊本県聴覚障がい者情報提供センター等と連携・協力した取組みに努めます。
- ❖ 読書支援ボランティアの活動推進や大型絵本の購入支援等を行うなど、障がいのある子どもたちの読書活動を支援します。

県立図書館は

- ❖ 地域に在留する外国人の子どもや、外国から帰国した日本人の子ども等のため、外国語の児童書や絵本等の収集に努めます。
- ❖ 障がいのあるなしにかかわらず、様々な子どもたちが来館し、ともに楽しむことができるようなおはなし会等の実施や布の絵本^{*1}等の収集・提供に努めます。
- ❖ 障がいのある子どもや保護者が施設、設備を利用しやすいよう、環境の整備、充実に努めます。
- ❖ 障がいなどのため来館が困難な子どもへの宅配サービスに努めます。
- ❖ 特別支援学校等の読書環境の充実のため、団体貸出し等の利用が一層進むよう広報に努めます。

県立特別支援学校は

- ❖ 県立図書館の配本等を活用し図書資料の充実を図るとともに、布の絵本、さわる絵本^{※2}、点訳絵本^{※3}、大型絵本や大活字本等、子どもの実態に応じた図書資料の充実、あるいは、ボランティアによるおはなし会の実施、図書コーナーの設置等、学校図書館及び読書活動の充実に努めます。

市町村に対しては

- ❖ 障がいのある子どもや病氣療養中の子ども等の実態の把握に努めるとともに、市町村立図書館等の環境の整備や、実態を踏まえた図書資料の充実、配本や宅配等による図書資料の貸出し、多様なおはなし会が行われるよう支援します。

学校等に対しては

- ❖ 障がいのある子どもたちの読書活動を推進するため、必要に応じて、外部講師を招くなど、研修会等が行われるよう促します。
- ❖ 障がいのある子どもや病氣療養中の子どもなど、子どもの実態に応じた図書資料等の充実や、図書資料等を介した子ども同士の交流、あるいは、対象となる子どもたちが楽しめる多様なおはなし会の実施等が行われるよう促します。

ボランティアに対しては

- ❖ 可能な範囲において、障がいのある子どもや病氣療養中の子ども、またその保護者に対し、市町村立図書館等と連携し、施設等において本の貸出し等を行ったり、楽しいひとときとなるおはなし会及び訪問サービス等を実施するなど、その啓発に努めます。
- ❖ 障がいのある子どもたちに対する読書活動支援のための研修会を実施します。

※1 布の絵本：絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書のこと、厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっています。

※2 さわる絵本：手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のこと、原本は子どもたち一般に人気のある絵本が選ばれています。

※3 点訳絵本：絵本の文字の部分に透明シールに打った点字を貼りつけた絵本のことです。

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

啓発広報の推進について

子どもの読書活動を推進するうえで、関係する情報や顕著な事例等を、広報媒体等を活用し、県民に広く啓発していくことはとても重要です。

同時に、子どもから大人までが集い、参加者みんなが、読書に関わる催し物を楽しむことを通して、子どもの読書の必要性や重要性について再認識したり深く考えたりする機会があることも、また意味のあることです。

そのため、行政機関においては、子どもたちの読書活動に関する情報を定期的に収集し広く啓発広報を行うとともに、それらの情報について、地域、学校、図書館等において有効活用されるよう啓発を図っていく必要があります。併せて、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、読書週間等において、関係機関などで、地域の実態等を考慮した特色のある催し物が実施されることも望まれます。



啓発広報の推進の具体的方策



県は

- ＊ 県内の顕著な取組みを紹介した実践事例集を作成し、その活用などを通し、同様な取組みが県全域において行われるよう、その啓発に努めます。
- ＊ 子どもの読書活動に熱心に取り組んでいる、図書館、学校、ボランティア等の情報を収集し、国の表彰事業に推薦したり、広報媒体等を活用し紹介を行ったりします。
- ＊ 国の子ども読書活動に関わる取組みとしてSNS^{*1}等を活用した情報発信について積極的な広報に努めます。

県や県立図書館は

- ＊ 「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、「こどもの読書週間」（4月下旬から5月中旬の約3週間）、「秋の読書週間」（「文化の日」を中心に2週間）に関わる県内関係情報や市町村立図書館等の情報についてホームページ等を活用し、その周知に努めます。
- ＊ 子どもから大人まで誰もが読書に親しむ機会を提供し、読書の楽しさを体験するための「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」を開催します。

県立図書館は

- ＊ 子どもにおはなしを語る機会を提供することを通して、子どもの読書意欲や読書力の向上と、豊かな心をはぐくむため、学校と連携し「熊本県童話発表大会」を実施し、さらに発展・深化するよう取り組みます。

- ✳️ 図書館活動振興協議会とともに、読書活動推進に功績のあるボランティア等を表彰し、広く紹介することを通して、子どもの読書活動の振興に努めます。
- ✳️ ホームページやフェイスブックなど多用なメディアを活用し^{※2}、子どもの読書活動の推進や啓発に努めます。

市町村に対しては

- ✳️ 市町村立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を積極的に収集するとともに、実践事例集の作成や広報誌、ホームページ等を活用した取組みの紹介等が行われるよう促します。
- ✳️ 「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、「こどもの読書週間」（4月下旬から5月中旬の約3週間）「秋の読書週間」（「文化の日」を中心に2週間）において、その普及啓発のための広報や催し物等が行われるよう促します。

学校等に対しては

- ✳️ 子どもの読書推進に関わる校内の取組みをはじめ、関係するボランティアの活動について、学校だより、図書館だより等を通じて、保護者への周知が図られるよう促します。
- ✳️ 多くの小学校で行われている童話発表大会への取組みについて、子どもたちの実態やニーズを踏まえ、子どもが楽しく、進んで取り組むことができるよう、読書指導単元を活用したり、市町村立図書館等と協力したりするなどの工夫が行われるよう促します。

ボランティアに対しては

- ✳️ ボランティアが行う活動について、在住する市町村、あるいは市町村立図書館等へ積極的な情報の提供が行われるよう、その啓発に努めます。

※1 SNS：人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのことです。

※2 県立図書館の取組み：県立図書館子ども図書室では、平成25年6月よりフェイスブック・ツイッターを開設し、子ども図書室のイベントや日々の出来事をお知らせすることに役立てています。

第5章 *** 計画の効果的な推進に必要な事項

① 「熊本市子ども読書活動推進会議」の設置

県では、第二次推進計画策定の折、また、推進計画期間中に、外部有識者による会議を設置し、着実な推進が行われるよう、研究協議を行ってまいりました。

会議は、「学校教育関係者」「社会教育関係者」「学識経験者」「ボランティア」により組織し、協議においては、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきました。現在までに本県が行ってきた具体的な取組みは、委員の方々からのこのような御意見等を踏まえ実施してきたものです。

このように、会議を設置し、委員の方々から御意見をいただくことにより、よりよい成果を上げることができました。また、委員の方々による関係機関や関係者への啓発、呼びかけ等は、子どもの読書活動を推進するうえでの大きな力ともなってきました。

このようなことから、第三次推進計画においても、「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、具体的推進方策や連携・協力の在り方等について積極的な研究協議を行ってまいりました。今後も、本会議の意見を踏まえ、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。



② 「市町村子ども読書活動推進計画」の改定の促進

「市町村子ども読書活動推進計画」策定については、「国、県、市町村の役割」でも述べていますが、その意義について、次の3点を挙げるができます。

- 一、市町村の子どもの読書活動に関する実態については、一番身近である市町村が、その状況を詳しく知る立場にあり、より身近な計画として作成することができること
- 一、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定することにより、市町村が責任を持ち、子どもたちの読書意欲や読書習慣等を育んでいくことができること
- 一、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定する過程において、それまでの取組みの良いところ、そうでないところ、あるいは、取り組むべきことなどが明らかになること

今後、県においては、すべての市町村において、「市町村子ども読書活動推進計画」が改定され、推進計画による取組みが着実に進められるよう、その啓発に努めていくこととしております。

平成30年度末において期待される目標

家庭、地域、学校を通じて期待される目標

| 児童生徒の1か月の読書冊数 | | 平成30年度末目標値 |
|---------------|-------|------------|
| 1冊以上 | 84.6% | 90% |
| 3冊以上 | 50.4% | 60% |

(本県平成25年度子どもの読書に係るアンケート調査結果より)

学校において期待される目標

| 全校一斉読書の割合 | | 平成30年度末目標値 |
|-----------|-------|------------|
| 公立小学校 | 97.2% | 100% |
| 公立中学校 | 85.9% | 100% |
| 公立高等学校 | 84.2% | 100% |

(本県平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より)

| 必読書コーナーや推薦図書コーナーを定めている学校の割合 | | 平成30年度末目標値 |
|-----------------------------|-------|------------|
| 公立小学校 | 75.8% | 100% |
| 公立中学校 | 71.8% | 100% |
| 公立高等学校 | 80.7% | 100% |

(本県平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より)

| 1校当たりの蔵書冊数の平均 | | 平成30年度末目標値 |
|---------------|---------|------------|
| 公立小学校 | 7,033冊 | 9,000冊 |
| 公立中学校 | 8,909冊 | 11,000冊 |
| 公立高等学校 | 36,811冊 | 38,000冊 |

(本県平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より)

| 学校図書館図書標準の達成学校の割合 | | 平成30年度末目標値 |
|-------------------|-------|------------|
| 公立小学校 | 40.9% | 50% |
| 公立中学校 | 43.3% | 50% |

(本県平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果より)

市町村において期待される目標

| 「市町村子ども読書活動推進計画」の改定 | | 平成30年度末目標値 |
|---------------------|---|------------|
| 13.3% | → | 100% |

(本県平成25年度調査結果より)

| 市町村立図書館数 | | 平成30年度末目標値 |
|----------|---|------------|
| 48 | → | 55 |

(本県平成25年度調査結果より)

| 市町村立図書館の100人当たりの蔵書冊数 | | 平成30年度末目標値 |
|----------------------|---|------------|
| 263.4冊(全国平均322冊) | → | 322冊 |

(本県平成25年度市町村読書関係実態調査結果より)

補足資料

- 子どもの読書に係るアンケート調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 子どもの読書活動推進会議委員
- 子どもの読書活動推進（第三次）策定委員

子どもの読書に係るアンケート調査結果

本結果は、平成 25 年 11 月に県教育委員会が下記機関等を対象に行った調査によるものです。

- ①市町村教育委員会(45) ②市町村立図書館 (47 館) ③公民館図書室 (56 室)
 ④保育所 (8 園)・幼稚園 (10 園) の保護者 (336 人)
 ⑤小学校 (15 校) の児童 2,538 人、中学校 (15 校) 生徒 1,365 人、
 県立高等学校 (15 校) 生徒 1,017 人、特別支援学校 (16 校) 職員 16 人
 ⑥「⑤」で実施の学校の保護者 4,270 人

I 市町村教育委員会

は平成 20 年度を上回った項目です

- 1 家庭教育の講座等における読書に係る講演会、研修会の実施

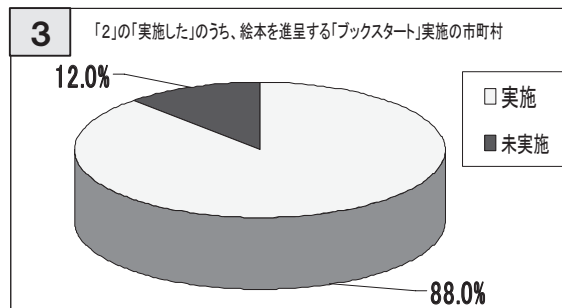
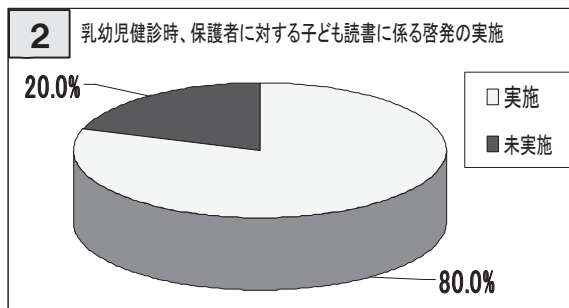
| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 21.3% |
| H25 年度 | 26.7% |

- 2 乳児健診時、保護者に対する子ども読書に係る啓発の実施

| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 66.0% |
| H25 年度 | 80.0% |

- 3 「2」の「実施した」のうち、絵本を進呈する「ブックスタート事業」実施の市町村の割合

| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 80.6% |
| H25 年度 | 88.0% |



- 4 市町村が学校へ図書館司書を（図書館業務職員）配置している割合

| 年 度 | 配置している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 56.5% |
| H25 年度 | 64.4% |

- 5 「4」の「配置している」のうち、配置の形態

| 年 度 | 全小中学校へ1人配置 | その他の配置 ・ローテーション配置 ・臨時的、変則的配置 |
|--------|------------|------------------------------------|
| H20 年度 | 42.3% | 57.7% |
| H25 年度 | 41.4% | 58.6% |

- 6 市町村立図書館と学校図書館のネットワーク化

| 年 度 | 行っている | 行う予定 | 予定なし |
|--------|-------|-------|-------|
| H20 年度 | 4.3% | 6.4% | 89.4% |
| H25 年度 | 8.9% | 15.6% | 75.5% |

| | | |
|----------------------------|--------|--------|
| 7 学校図書館の外部への開放を行っている市町村の割合 | 年 度 | 開放している |
| | H20 年度 | 23.4% |
| | H25 年度 | 33.3% |

| | | | |
|---|--------|-------|-------|
| 8 特別支援学級における読み聞かせ等の実施 (平成 20 年度は未調査項目) | H25 年度 | 小学校 | 中学校 |
| | | 47.2% | 42.0% |

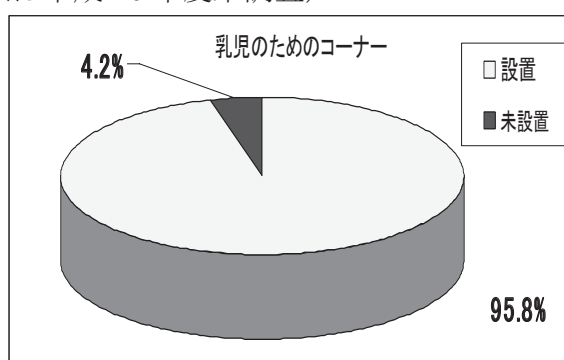
II 市町村立図書館

| | | |
|----------------------------|--------|---------|
| 1 図書館における「子ども図書室」等のスペースの有無 | 年 度 | スペースがある |
| | H20 年度 | 64.4% |
| | H25 年度 | 72.3% |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 2 児童サービス関連担当職員の配置状況 | 年 度 | 配置している |
| | H20 年度 | 31.1% |
| | H25 年度 | 25.0% |

3 配架におけるコーナーの設置割合（※は平成 20 年度未調査）

| | |
|------------|-------|
| 乳児のためのコーナー | |
| H20 年度 | 80.0% |
| H25 年度 | 95.8% |



| | |
|------------|-------|
| 幼児のためのコーナー | |
| H20 年度 | 75.6% |
| H25 年度 | 74.5% |

| | |
|------------|-------|
| 児童のためのコーナー | |
| H20 年度 | 82.2% |
| H25 年度 | 80.9% |

| | |
|-----------------|-------|
| ヤングアダルトのためのコーナー | |
| H20 年度 | 60.0% |
| H25 年度 | 74.5% |

| | |
|----------|-------|
| 話題のコーナー※ | |
| H25 年度 | 57.4% |

| | |
|----------|-------|
| 季節のコーナー※ | |
| H25 年度 | 68.1% |

4 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「肥後っ子いきいき読書プラン」を受けた、児童書の選書に関する変容（複数回答）

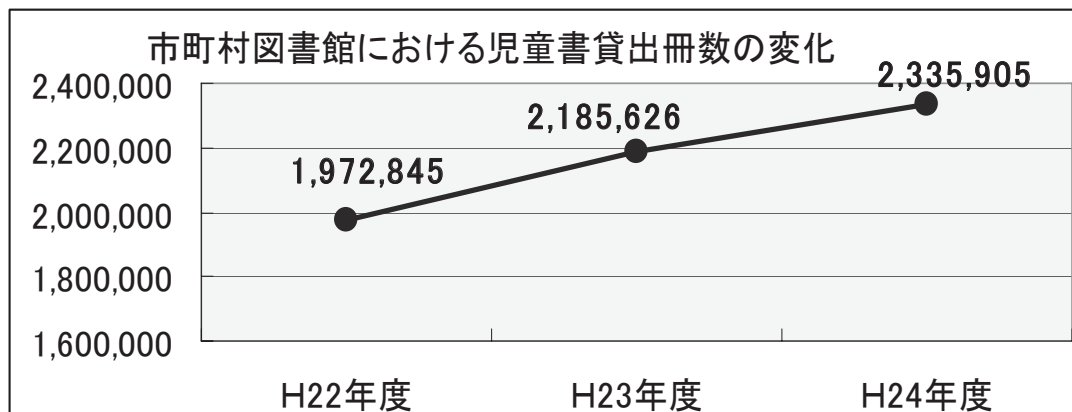
| | |
|------------|-------|
| 児童書の割合が増えた | |
| H20 年度 | 25.6% |
| H25 年度 | 17.0% |

| | |
|------------|-------|
| 内容や質について考慮 | |
| H20 年度 | 48.7% |
| H25 年度 | 42.6% |

| | |
|-----------|-------|
| 学齢等に応じた選書 | |
| H20 年度 | 51.3% |
| H25 年度 | 51.1% |

| | |
|---------|-------|
| 特段の変容なし | |
| H20 年度 | 28.2% |
| H25 年度 | 29.8% |

5 市町村立図書館における児童書貸出冊数の変化



6 子どもの読書推進のための事業の実施率

| 年度 | 実施している |
|-------|--------|
| H20年度 | 77.3% |
| H25年度 | 63.8% |

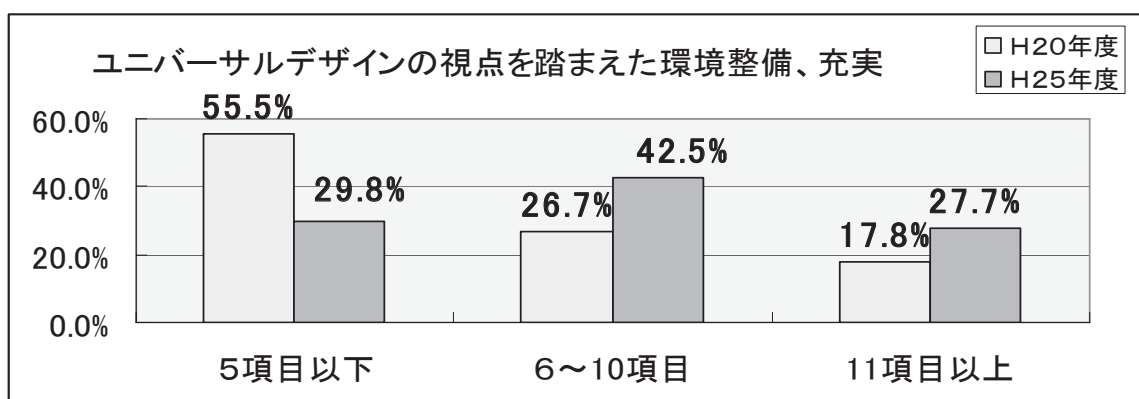
7 学校図書館職員等との意見交換の場を設けている割合

| 年度 | 意見交換の場がある |
|-------|-----------|
| H20年度 | 38.6% |
| H25年度 | 46.8% |

8 定例のおはなし会の実施率

| 年度 | 実施している |
|-------|--------|
| H20年度 | 86.4% |
| H25年度 | 83.0% |

9 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備、充実
(20項目中複数回答※)



※ ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備、充実として挙げた20項目

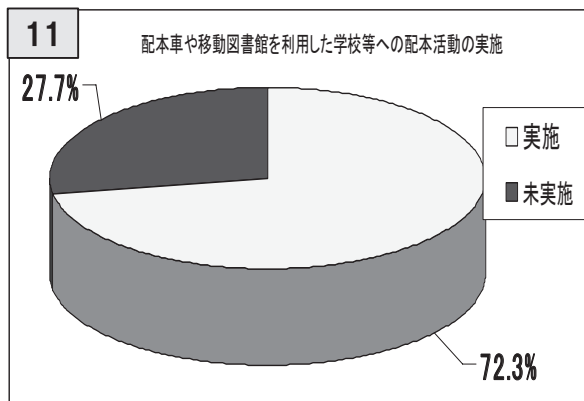
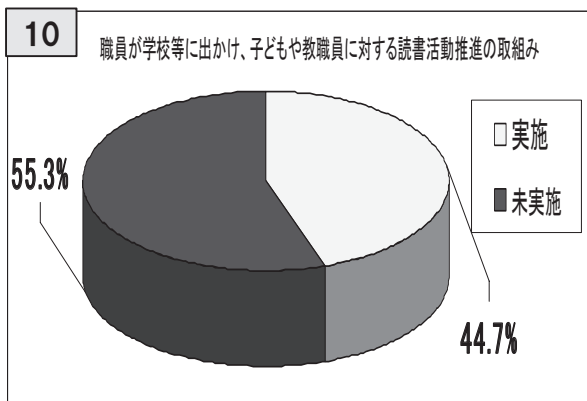
- ①エレベーターやスロープの設置
- ②ベビーカーの常置
- ③授乳場や授乳コーナーの設置
- ④館内案内板の設置
- ⑤館内案内等の点字
- ⑥外国語による表示
- ⑦子ども用の検索コンピュータ
- ⑧病気や障がい等で来館できない子どもへの配本サービス
- ⑨特別支援学校等へ図書館活用PR
- ⑩特別支援学校等児童生徒の施設見学や職場体験等受入
- ⑪外国語本の収集、貸出
- ⑫対面朗読サービス
- ⑬布の絵本の貸出
- ⑭点訳(点字)絵本、児童書等の貸出
- ⑮大活字本の貸出
- ⑯ビッグブックの貸出
- ⑰朗読カセットやDVDなどの貸出
- ⑱手話や字幕入り映像資料の収集、貸出
- ⑲子ども読書活動推進のための研究書等の収集、貸出
- ⑳子育て関連資料の収集、貸出

10 職員による、子どもや教職員に対する読書活動推進の取組み（平成20年度は未調査）

| | |
|-------|-------|
| H25年度 | 行っている |
| | 44.7% |

11 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

| | |
|-------|--------|
| 年度 | 実施している |
| H20年度 | 40.0% |
| H25年度 | 72.3% |



12 外部ボランティアの受け入れ（※は平成20年度未調査）

| | |
|------------|-------|
| おはなしボランティア | |
| H20年度 | 82.8% |
| H25年度 | 80.9% |

| | |
|--------------|-------|
| 布の絵本作成ボランティア | |
| H20年度 | 22.3% |
| H25年度 | 23.4% |

| | |
|--------------|------|
| 点訳絵本作成ボランティア | |
| H20年度 | 2.2% |
| H25年度 | 2.1% |

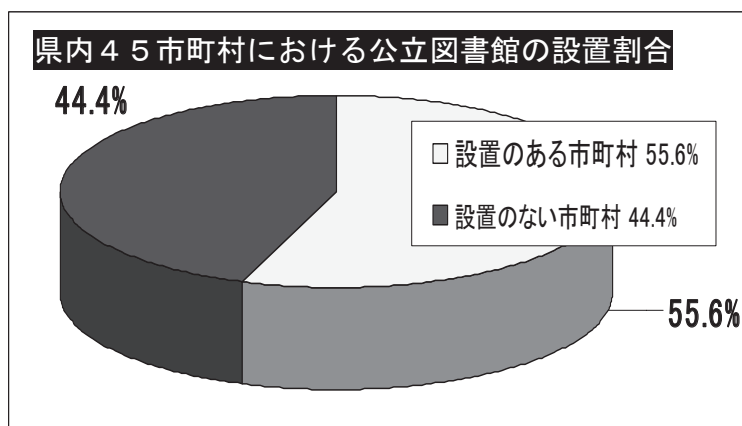
| | |
|----------|-------|
| 朗読ボランティア | |
| H20年度 | 4.4% |
| H25年度 | 10.6% |

| | |
|------------|-------|
| 書架整理ボランティア | |
| H20年度 | 15.6% |
| H25年度 | 14.9% |

| | |
|------------|------|
| 貸出業務ボランティア | |
| H20年度 | 0.0% |
| H25年度 | 2.1% |

| | |
|-----------|-------|
| 学生ボランティア※ | |
| H25年度 | 14.8% |

| | |
|-------|-------|
| その他※ | |
| H25年度 | 34.0% |



- ・図書館行事の手伝い
- ・本の修理
- ・館内の飾りつけ

平成20年度設置率 = 55.3%

Ⅲ 公民館図書室

- 1 「子ども図書室」等、部屋のスペースの有無

| 年 度 | スペースがある |
|-------|---------|
| H20年度 | 47.9% |
| H25年度 | 46.4% |

- 2 児童サービス関連担当職員の配置

| | 配置している |
|-------|--------|
| H20年度 | 6.3% |
| H25年度 | 21.7% |

- 3 配架におけるコーナーの設置割合（※は平成20年度未調査）

| 乳児のためのコーナー | |
|------------|-------|
| H20年度 | 56.3% |
| H25年度 | 60.7% |

| 幼児のためのコーナー | |
|------------|-------|
| H20年度 | 27.1% |
| H25年度 | 60.7% |

| 児童のためのコーナー | |
|------------|-------|
| H20年度 | 72.9% |
| H25年度 | 71.4% |

| ヤングアダルトのためのコーナー | |
|-----------------|-------|
| H20年度 | 27.1% |
| H25年度 | 40.4% |

| 話題のコーナー※ | |
|----------|-------|
| H25年度 | 55.3% |

| 季節のコーナー※ | |
|----------|-------|
| H25年度 | 42.9% |

- 4 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「肥後っ子いきいき読書プラン」を受けた、児童書の選書に関する変容（複数回答）

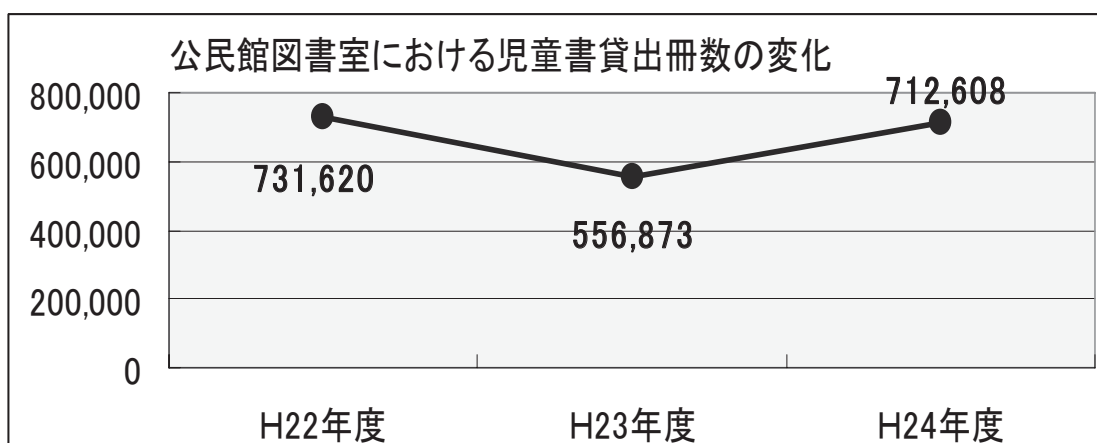
| 児童書の割合が増えた | |
|------------|-------|
| H20年度 | 18.8% |
| H25年度 | 12.5% |

| 内容や質について考慮 | |
|------------|-------|
| H20年度 | 45.8% |
| H25年度 | 44.6% |

| 学齢等に応じた選書 | |
|-----------|-------|
| H20年度 | 39.6% |
| H25年度 | 51.8% |

| 特段の変容なし | |
|---------|-------|
| H20年度 | 39.6% |
| H25年度 | 39.3% |

- 5 公民館図書室における児童書貸出冊数の変化



6 子どもの読書推進のための事業の実施率

| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 16.7% |
| H25 年度 | 28.6% |

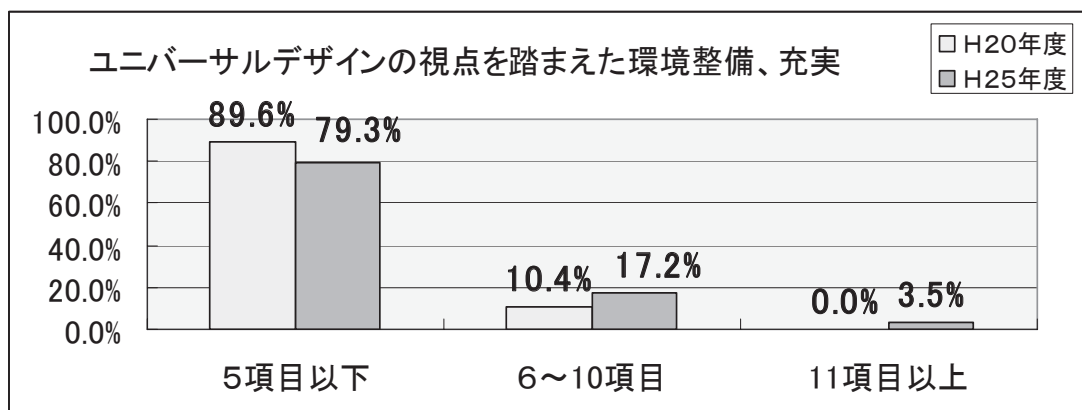
7 学校図書館職員等との意見交換の場を設けている割合

| 年 度 | 意見交換の場がある |
|--------|-----------|
| H20 年度 | 12.5% |
| H25 年度 | 9.8% |

8 定例のおはなし会の実施

| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 35.4% |
| H25 年度 | 35.7% |

9 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実
(20 項目中複数回答※)



※ ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備、充実として挙げた 20 項目

- ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの常置 ③授乳場や授乳コーナーの設置
- ④館内案内板の設置 ⑤館内案内等の点字 ⑥外国語による表示
- ⑦子ども用の検索コンピュータ ⑧病気や障がい等で来館できない子どもへの配本サービス
- ⑨特別支援学校等へ図書館活用PR ⑩特別支援学校等児童生徒の施設見学や職場体験等受入
- ⑪外国語本の収集、貸出 ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出
- ⑭点訳（点字）絵本、児童書等の貸出 ⑮大活字本の貸出 ⑯ビッグブックの貸出
- ⑰朗読カセットやDVDなどの貸出 ⑱手話や字幕入り映像資料の収集、貸出
- ⑲子ども読書活動推進のための研究書等の収集、貸出 ⑳子育て関連資料の収集、貸出

10 職員による、子どもや教職員に対する読書活動推進の取組み（平成 20 年度は未調査）

| H25 年度 | 行っている |
|--------|-------|
| | 12.5% |

11 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

| 年 度 | 実施している |
|--------|--------|
| H20 年度 | 6.3% |
| H25 年度 | 12.5% |

12 外部ボランティアの受け入れ（※は平成 20 年度未調査）

| おはなしボランティア | |
|------------|-------|
| H20 年度 | 54.2% |
| H25 年度 | 46.6% |

| 布の絵本作成ボランティア | |
|--------------|------|
| H20 年度 | 2.1% |
| H25 年度 | 5.2% |

| 点訳絵本作成ボランティア | |
|--------------|------|
| H20年度 | 0.0% |
| H25年度 | 0.0% |

| 朗読ボランティア | |
|----------|------|
| H20年度 | 2.1% |
| H25年度 | 0.0% |

| 書架整理ボランティア | |
|------------|------|
| H20年度 | 6.3% |
| H25年度 | 1.7% |

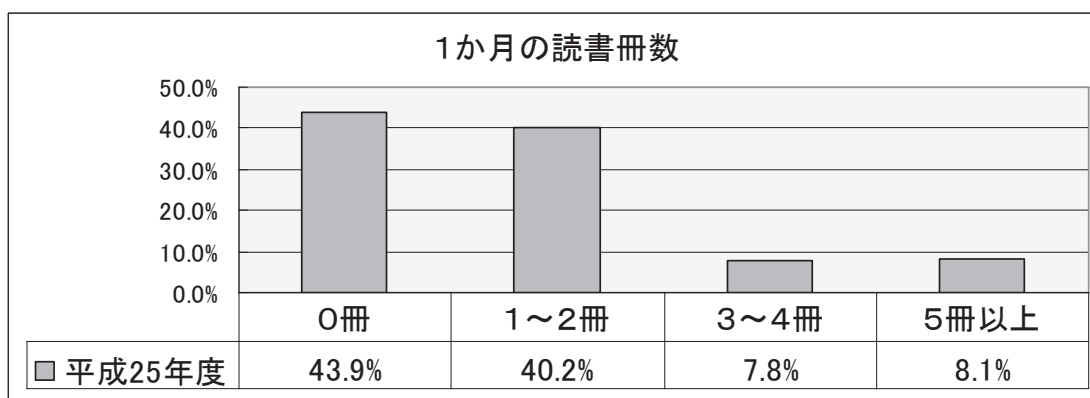
| 貸出業務ボランティア | |
|------------|------|
| H20年度 | 0.0% |
| H25年度 | 1.7% |

| 学生ボランティア※ | |
|-----------|------|
| H25年度 | 0.0% |

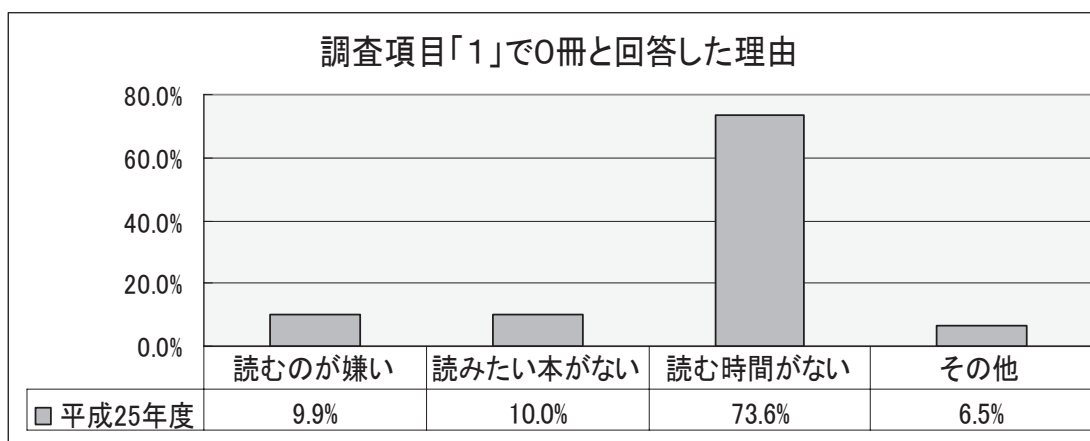
| その他※ | |
|-------|------|
| H25年度 | 0.0% |

IV 保護者

- 1 1か月の読書冊数（平成20年度は未調査）



- 2 調査項目「1」で0冊と回答した理由（平成20年度は未調査）



- 3 地域の図書館へ、子どもと一緒に出かけられる機会

| 年度 | よくあった | 時々あった | あまりなかった | なかった |
|-------|-------|-------|---------|-------|
| H20年度 | 18.6% | 39.5% | 22.7% | 19.2% |
| H25年度 | 13.9% | 36.4% | 26.0% | 23.7% |

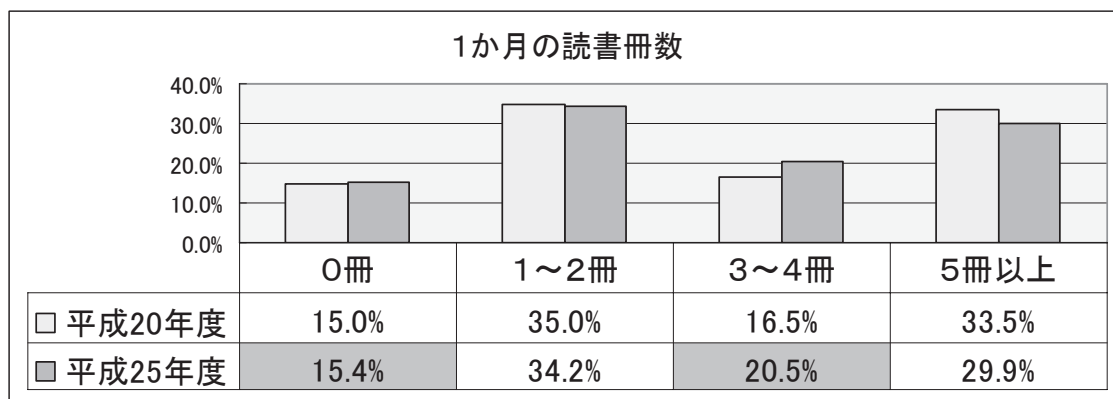
- 4 子どもが読書することの必要性について

| 年度 | 必要と思う | 少し思う | あまり思わない | 思わない |
|-------|-------|-------|---------|------|
| H20年度 | 92.9% | 6.2% | 0.5% | 0.4% |
| H25年度 | 88.3% | 10.4% | 0.8% | 0.5% |

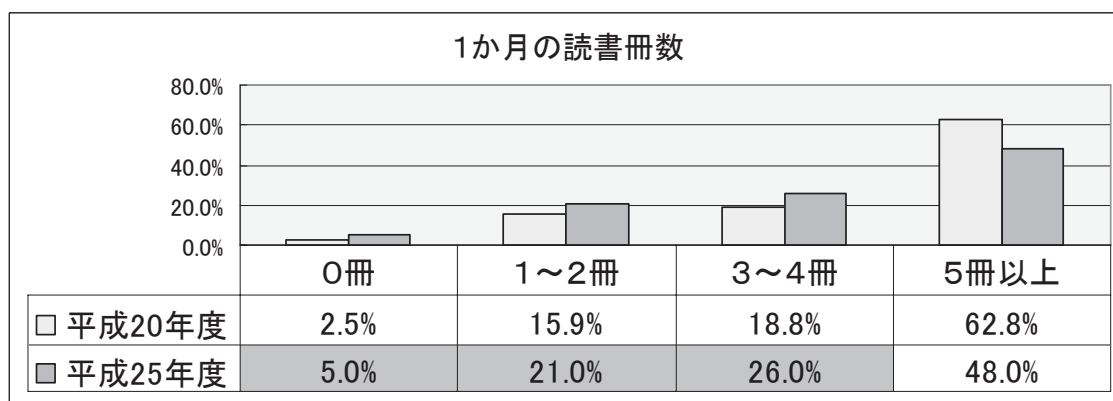
V 子ども（児童生徒）

1 1か月の読書冊数

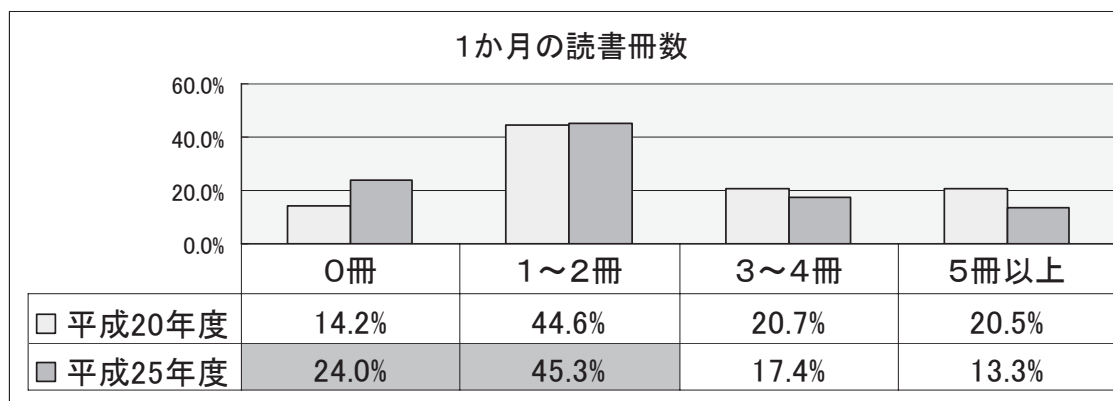
< 全体 >



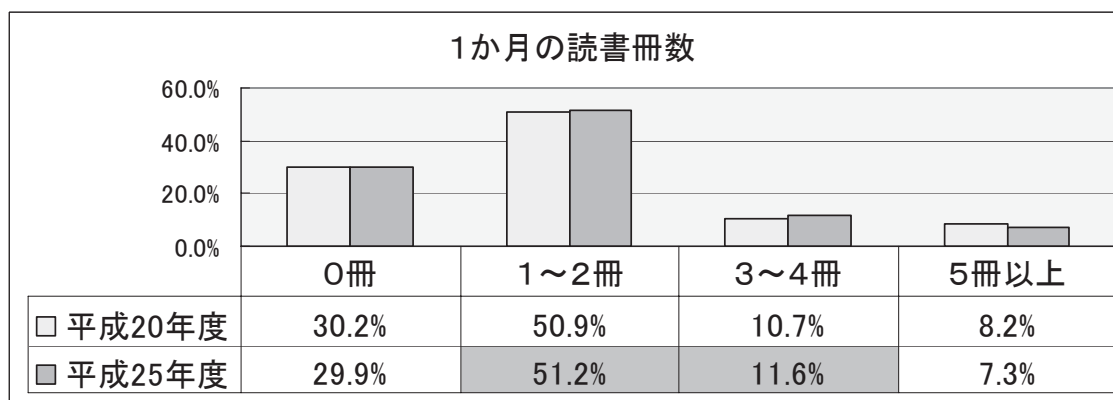
< 小学生 >



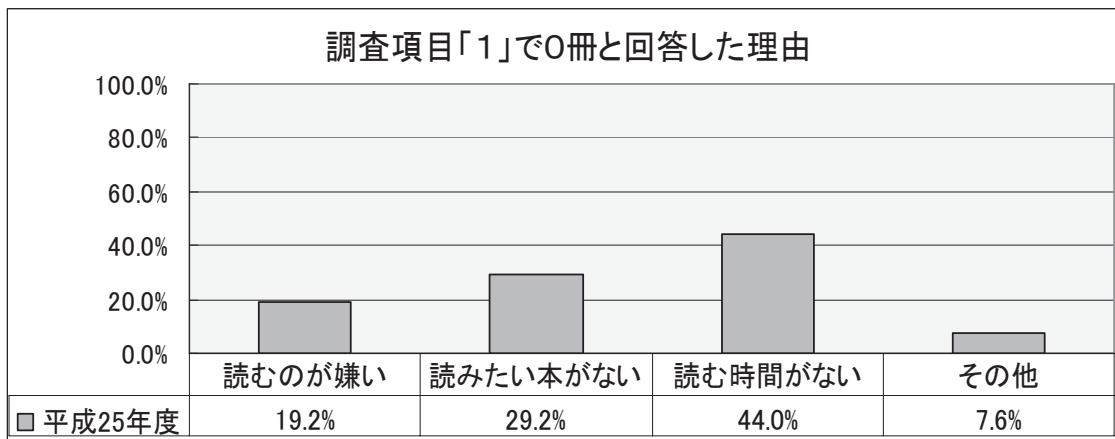
< 中学生 >



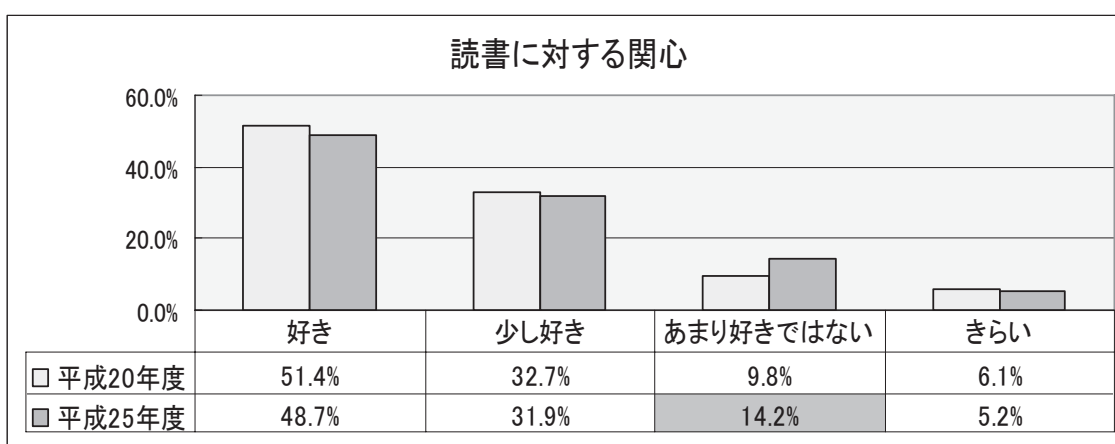
< 高校生 >



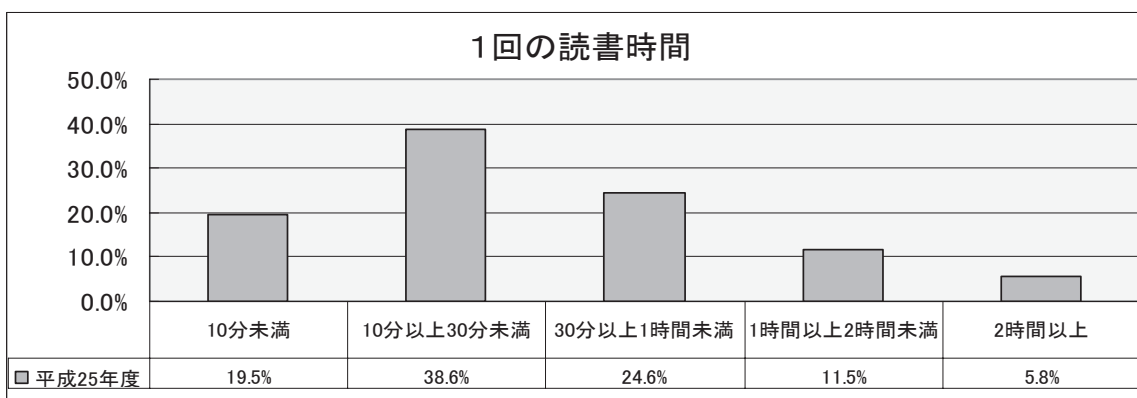
2 調査項目「1」で0冊と回答した理由（平成20年度は未調査）



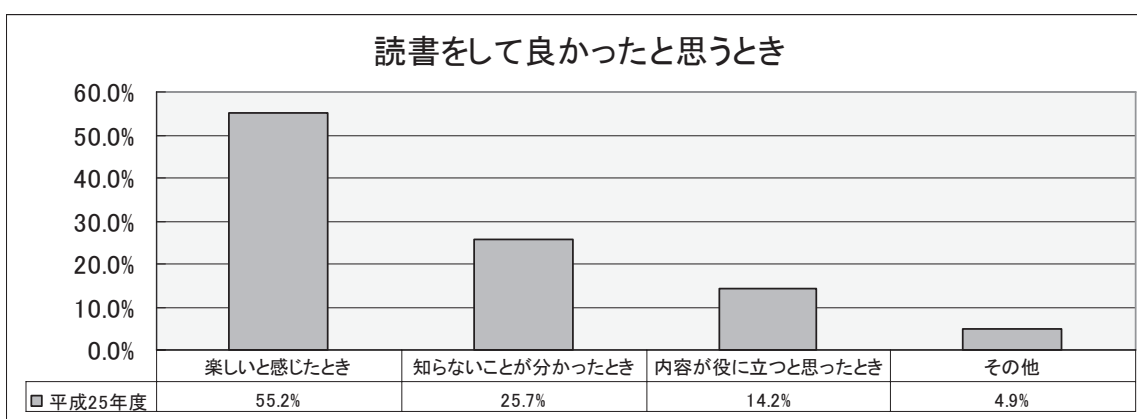
3 読書に対する関心



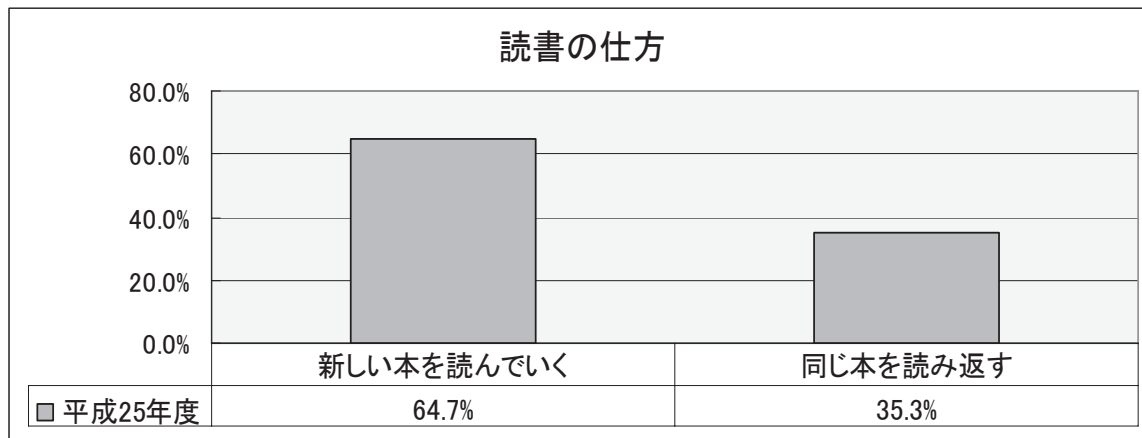
4 1回の読書時間（平成20年度は未調査）



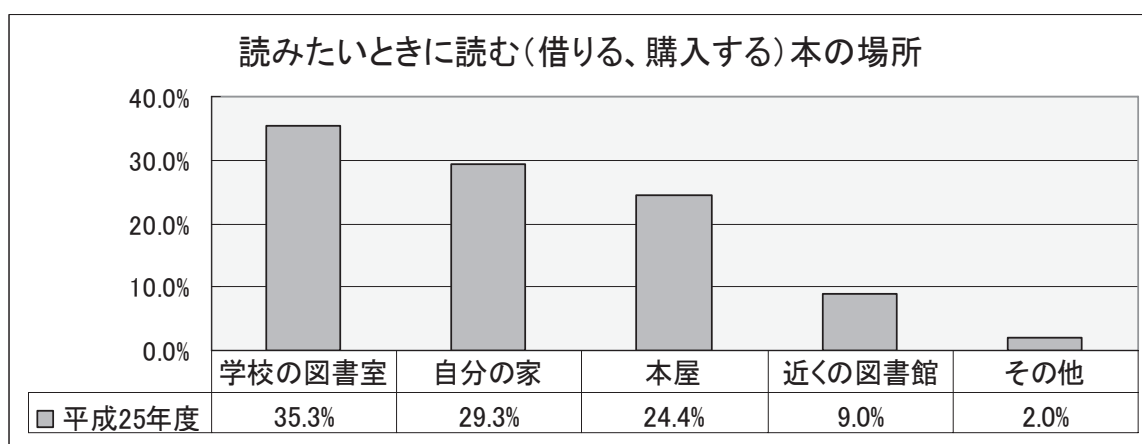
5 読書をして良かったと思うとき（平成20年度は未調査）



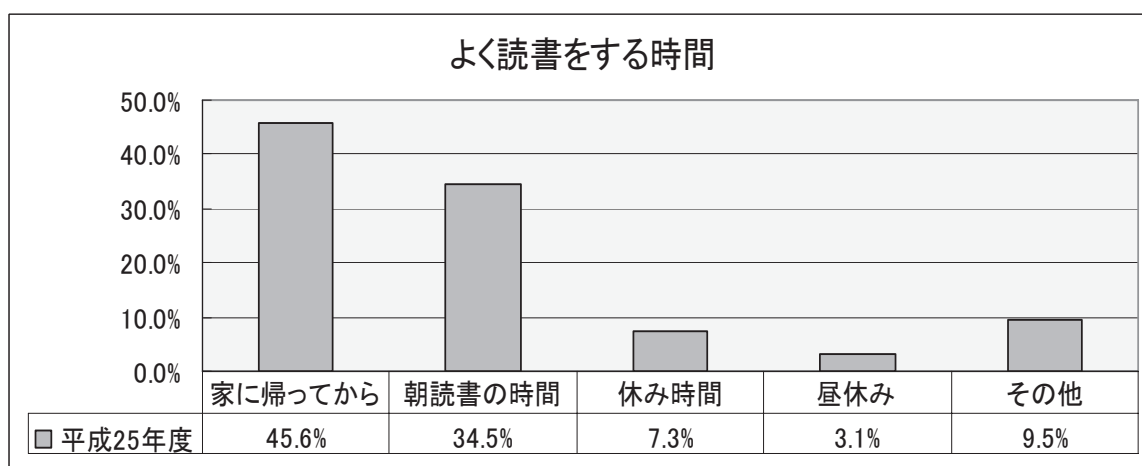
6 読書の仕方（平成20年度は未調査）



7 読みたいときに読む（借りる、購入する）本の場所（平成20年度は未調査）



8 よく読書をする時間（平成20年度は未調査）



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動推進会議委員

平成25年度

| 区分 | 氏名 | 役職・所属等 |
|---------|--------|-------------------------------|
| 学校教育関係者 | 小山 浩之介 | 熊本市立川尻幼稚園長 熊本県国公立幼稚園会副会長 |
| | 尾林 悦子 | 熊本市立帯山西小学校長 熊本県学校図書館協議会会長 |
| | 川上 修治 | 熊本県立玉名高等学校長 熊本県学校図書館協議会副会長 |
| | 中満 恵美子 | 熊本県立第二高等学校事務主査(学校図書館) |
| 社会教育関係者 | 田中 榮博 | くまもと森都心プラザ図書館館長 |
| | 日吉 亜由美 | 熊本県PTA連合会副会長 |
| 学識経験者 | 畠村 卓 | 元熊本県学校図書館協議会会長 |
| | 葦浦 博行 | 水俣市教育長 |
| | 河田 将一 | 九州ルーテル学院大学准教授 |
| 民間団体 | 室 美恵子 | 飽田地区親子朗読「ハイジの会」 |
| | 吉永 千草 | 植木おはなしの会代表 |
| | 筑紫 紀子 | 熊本県学校図書館デザインサポーター |
| | 福島 絵美 | 熊本放送報道制作局放送部部次長 |

| 区分 | 氏名 | 役職・所属等 |
|-----|--------|---------------------|
| 事務局 | 福澤 光祐 | 熊本県教育庁教育総務局社会教育課 課長 |
| | 池田 幸春 | " 審議員 |
| | 野村 宗生 | " 主幹(家庭教育支援班) |
| | 吉川 巧 | " 社会教育主事 |
| | 鶴田 史子 | " 社会教育主事 |
| | 上村 祐二 | " 社会教育主事 |
| | 森北 倫代 | " 主任主事 |
| | 大瀬 秀彦 | " 教育指導局義務教育課 指導主事 |
| | 弘 孝昌 | " 高校教育課 指導主事 |
| | 谷口 和弘 | " 特別支援教育課 指導主事 |
| | 村上 美代子 | 県立図書館 児童係長 |
| | 津幡 光浩 | " 指導主事 |

子どもの読書活動推進(第三次)策定委員

| 区分 | 氏名(敬称略) | 役職・所属等 |
|---------|---------|---------------------------|
| 学校教育関係者 | 塘岡 裕子 | 玉名市立八嘉小学校教頭 |
| | 中満 恵美子 | 熊本県立第二高等学校事務主査(学校図書館) |
| 図書館関係者 | 河瀬 裕子 | くまもと森都心プラザ図書館副館長 |
| | 筑紫 紀子 | 熊本県学校図書館デザインサポーター |
| 民間団体 | 高野 和佳子 | NPO法人子育て支援ワーカーズ「ペペペぺらん」代表 |
| 有職者 | 畠村 卓 | 子どもの読書活動推進会議会長 |

| 区分 | 氏名 | 役職・所属等 |
|-----|--------|---------------------|
| 事務局 | 福澤 光祐 | 熊本県教育庁教育総務局社会教育課 課長 |
| | 池田 幸春 | 審議員 |
| | 野村 宗生 | 主幹(家庭教育支援班) |
| | 吉川 巧 | 社会教育主事 |
| | 鶴田 史子 | 社会教育主事 |
| | 上村 祐二 | 社会教育主事 |
| | 森北 倫代 | 主任主事 |
| | 村上 美代子 | 県立図書館 児童係長 |
| | 津幡 光浩 | 指導主事 |

**肥後っ子いきいき読書プラン
熊本県子どもの読書活動推進計画(第三次)**

発行 平成 26 年2月 熊本県教育委員会
編集 熊本県教育庁教育総務局社会教育課
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目 18 番1号
TEL 096-333-2698
FAX 096-387-0089

読書の中には
夢がつまっているモン

